定　　款

株式会社アルファクス・フード・システム

定　款

第１章　総　　則

（商 号）

第１条当会社は、株式会社アルファクス・フード・システムと称し、
英文では、Alphax Food System Co.,LTD と表示する。

（目 的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．フードサービス企業向け、情報処理システムの開発・販売・賃借
２．情報処理システムの販売教育に関する業務
３．電子取引決済に関する受託、集金代行及びその周辺業務
４．情報処理技術者育成に関する業務
５．市場調査に関する業務
６．宿泊・研修・婚礼・宴会施設の運営業務
７．温浴施設・飲食店の運営業務
８．地球環境改善に関する業務
９．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を山口県宇部市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、１５，９１６，０００株とする。

（単元株式数）

第６条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式の売渡請求）

第７条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

（単元未満株式の権利制限）

第８条当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．取得請求権付株式の取得を請求する権利

３．募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

（自己株式の取得）

第９条当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

（株式取扱規程）

第 11 条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 12 条　当会社は、毎年９月　30　日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告し、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招集の時期）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後　3　ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

②　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行なう。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は､株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については､議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第 19 条　当会社は取締役会および監査等委員会を置く。

（取締役の員数）

第 20 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、６名以内とする。

②　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任方法）

第 21 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して､株主総会の決議によって選任する。

②　取締役の選任決議は､議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 22 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠または増員により選任された監査等委員である取締役の任期は、他の在任監査等委員である取締役の任期が満了すべき時までとする。

（役付取締役）

第 23 条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

②　他の役付取締役は、取締役社長を補佐して業務を執行する。

（代表取締役）

第 24 条　取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統轄する。

②　取締役社長のほか、取締役会の決議により、前条第　1　項に定める役付取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 25 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

③　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 28 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規則）

第 29 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第 30 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の議決によって定めるものとする。

（取締役の責任免除）

第 31 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、業務執行取締役でない取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金５００万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 32 条　監査等委員会は、その議決によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 33 条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第 34 条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 35 条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

（監査等委員会規定）

第 36 条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 37 条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 38 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 39 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主の終結の時までとする。

②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 40 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第 41 条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までとする。

（期末配当金）

第 42 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第 43 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 44 条　期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満３年を経過した時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。また、期末配当金および中間配当金には利息を付さない。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条 当会社は、2020 年 7 月 3 日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

（電子提供措置等）

第２条 2022 年９月１日（以下「施行日」という）から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

② 本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。